

平成 30年 1月29日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成29年分確定申告の準備と留意点 申告書の受付期間は2月16日(金)～3月15日(木)

一般的な給与所得者(サラリーマン)は、給料の支払者のもとでその年最後の給料を受ける際に年末調整によって源泉徴収された税金の過不足額を精算し納税は完了します。

一方、個人事業をしている人、不動産収入を得ている人等で所得の出る方は申告が必要です。

◆ 確定申告が必要な主な方

(1) 給与所得者の場合

- ① 平成29年中の給与収入が2,000万円を超える人。
- ② 給与を1ヶ所から受けている方でも給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人。
- ③ 給与を2ヶ所以上から受けている人で年末調整をされなかった従たる給与と、給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える人。
- ④ 同族会社の役員でその同族会社から給与以外に貸付金の利子や不動産の賃貸収入の有る人。

(2) 年金収入だけの人(雑所得)

雑所得の金額から社会保険料や医療費控除などの所得控除を差引いてもなお所得の出る人は原則申告が必要ですが、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得金額が20万円以下の人については確定申告不要となっています。

◆ その他確定申告に当たっての留意点

- ◎ 平成29年分の「医療費控除」を受ける方は、これまで領収書の添付が必要でしたが今回からは「医療費控除の明細書」の添付に替わり、領収書は手元で5年間保存が義務付けられました。
 - ◎ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用してある自治体に寄附をすると自動的に住民税から税額控除され何もする必要はないのですが、それ以外の通常の形での「ふるさと納税」をされた場合やNPO法人、ユニセフなどへの寄附は確定申告をして寄附金控除を受けることになります。また、寄附の内容によっては税額控除の選択も有ります。
 - ◎ 原則として所得税が掛からなければ申告の必要はありませんが、事業所得や不動産所得の有る方で、「青色申告の特例制度」を利用している人は必ず申告が必要です。
(青色申告制度は、その年の所得が赤字の場合3年間繰越ができ、その間の黒字と相殺出来ます)
 - ◎ 所得税は掛からない場合でも住民税は扶養控除などの控除額に差が有るため住民税が課税される場合が有りますので、その時は住民税の申告が必要になって来ます。
- ※ 贈与税の申告と納税は2月1日(木)～3月15日(木)となります。